

応急修理制度と住宅リフォーム推進事業について

令和7年8月19日及び9月2日からの大雨により、被災住宅に応急修理制度を活用される方は、秋田県住宅リフォーム推進事業等の支援制度を併用できる場合があります。

それぞれ**申込・完了期限**がありますので、詳細は各制度のウェブサイトや問い合わせ窓口によりご確認ください。

・はじめに・

「^{りさい}罹災証明書」により当てはまる被害状況を確認してください。

ア【全壊】

イ【大規模半壊】 【中規模半壊】 【半壊】 【準半壊】

ウ【一部損壊】

住宅の応急修理制度

窓口：裏面に記載

自らの資力で住宅修理が困難な場合、市町村が日常生活に必要な住宅の最小限の部分を修理します。

ア【全壊】※応急修理により居住可能となる場合：最大73.9万円

イ【大規模半壊】

【中規模半壊】 【半壊】：最大73.9万円

イ【準半壊】：最大35.8万円

ウ【一部損壊】：対象外

秋田県住宅リフォーム推進事業 (災害復旧)

窓口：裏面に記載

被災された方の住宅災害復旧工事（対象工事費50万円以上）の費用の一部を補助します。

※床上浸水以上、または半壊以上が対象です

ア【全壊】

イ【大規模半壊】 【中規模半壊】

【半壊】

イ【準半壊（床上浸水）】

ウ【一部損壊（床上浸水）】

最大8万円



県災害リフォームHP



市町村住宅リフォーム支援制度

窓口：裏面に記載

被災された方の住宅災害復旧工事の費用の一部に、市町村が実施する住宅リフォーム支援制度を活用可能な場合があります。

<参考例> 応急修理制度と県リフォーム推進事業併用の場合（半壊の場合）

○一例となりますので、各制度活用の際には事前に窓口へお問い合わせください

総工事費		162.9 万円
【半壊】判定された住宅の寝室、台所、仏間の床張替工事		
応急修理【対象】工事		114.4 万円
応急修理【対象外】工事		48.5 万円
寝室の床張替工事	85.8 万円	台所の床張替工事
	28.6 万円	仏間の床張替工事
		48.5 万円
73.9万円 (応急修理上限額)		40.5万円 (上限額超過分)
応急修理【申込】工事		73.9 万円
応急修理【申込外】工事		89.0 万円
寝室の床張替工事（応急修理上限額）		寝室の床張替（応急修理上限額超過分）、台所、仏間の床張替工事分
市町村と工事業者との契約		住宅所有者と工事業者との契約
応急修理制度の活用		秋田県住宅リフォーム推進事業補助金
73.9 万円		8 万円
		〇〇市町村住宅リフォーム補助金
		〇 万円

※制度により工事業者に要件がある場合がありますので事前にご確認ください

各制度の窓口

※制度により窓口が異なりますので、ご注意ください。

住宅の応急修理制度

能代市 : 都市整備課
TEL 0185-89-2940

上小阿仁村 : 住民福祉課
TEL 0186-77-2222

五城目町 : 建設課
TEL 018-852-5252

仙北市 : 建設部建設課
TEL 0187-43-2295

<市町村>

住宅リフォーム支援制度

※応急修理制度を実施する市町村のみ記載

能代市 : 都市整備課
TEL 0185-89-2940

上小阿仁村 : 建設課
TEL 0186-77-2224

五城目町 : 建設課
TEL 018-852-5252

仙北市 : リフォーム支援制度はありません

このほか、災害見舞金などの支援を受けられる場合があります。

「令和7年8月19日及び9月2日からの大雨で被災された方への支援情報」



県総合防災課HP

秋田県住宅リフォーム推進事業 (災害復旧)

鹿角市
小坂町 } 鹿角地域振興局建設部建築課
TEL 0186-23-2311

大館市
北秋田市
上小阿仁村 } 北秋田地域振興局建設部建築課
TEL 0186-63-2531

能代市
八峰町
藤里町
三種町 } 山本地域振興局建設部建築課
TEL 0185-52-6103

秋田市
男鹿市
潟上市
井川町
大潟村
五城目町
八郎潟村 } 秋田地域振興局建設部建築課
TEL 018-860-3491

由利本荘市
にかほ市 } 由利地域振興局建設部建築課
TEL 0184-27-1777

大仙市
仙北市
美郷町 } 仙北地域振興局建設部建築課
TEL 0187-63-3124

横手市 } 平鹿地域振興局建設部建築課
TEL 0182-32-6206

湯沢市
羽後町
東成瀬村 } 雄勝地域振興局建設部建築課
TEL 0183-73-6166